

令和7年度 松本市立波田小学校 いじめ防止基本方針

○「学校いじめ防止基本方針」策定の主旨

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を受け、いじめ問題に対する基本的な考え方や方向性はもとより、未然防止から早期発見、対処へと至る一連の取り組みとその具体的な年間計画、そうした取り組みを実施していくための「組織」等についても策定することが義務付けられた。これにより、いじめを防止し、いじめのない学校づくりを推進していきたい。

★いじめ防止対策推進法より★

第13条（学校いじめ防止対策基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校事情に応じ、当該校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により、構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

1 いじめの未然防止のために

<基本的な考え方>

いじめは子どもの心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点を持ち、人間として卑劣な行為であり、絶対に許されるものではないという基本的な考えのもとに、仲間づくりと人権意識の高揚の視点から、豊かな人間的なふれあいの機会を持ち、人の願いや悩みなどを自己との関わりで考えられる人格の育成を図ることが重要である。

<いじめを許さない学校・学級づくりを通して>

(1) 学級経営を充実させる

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりを目指す。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・正しい言葉遣いのできる集団を育てる。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導をしていく。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ・児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等の活用により把握する。
- ・担任として、学級経営案に基づき定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障していく。

(3) 道徳

- ・いじめを題材として取り上げること指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

(4) 学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。

- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

(5) 学校行事

- ・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

(6) 児童会活動

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう児童会活動をすすめる。
- ・人権教育強調月間にあわせて「なかよし宣言」を確認するなかよし集会を実施する。

2 いじめの早期発見

<基本的な考え方>

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。そのため、教師は子どもの発する救いを求めるサインを見逃さずに捉え、迅速に的確な指導をすることが大切である。

(1) いじめを発見する手だてとして

①教師と子どもとの日常の交流を通じた発見

- ・生活ノートや相談、休み時間や昼休み等の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

②複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・トイレ、廊下の突きあたり、校舎の陰など気になる場所を点検する

③アンケート調査

- ・定期的にいじめ調査を学校全体で取り組む。アンケートは、2か月ごとに実施する。
- ・子どもの人間関係に変化が訪れる時期（長期休業明け）や学年はじめ（クラス替え）など、不安を感じる頃に学級に応じて実施する。

④教育相談を通じた把握

- ・保健室と校長室を相談窓口、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整える。希望者のスクールカウンセラーの面談を実施する。

(2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- ①学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。教師の間の情報交換や各種調査による点検を実施する。

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ①いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる行為であることを日頃から指導する。

- ②学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・相談窓口（保健室・校長室）を周知する。心のポスト（職員室前）を活用する。

- ③関係機関（県教育委員会・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴え、相談方法を家庭や地域に周知する。

- ・関係機関の連絡先を配布物、H&Sでの配信やポスター等で周知する。

(4) 保護者や地域からの情報提供

- ①いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、いじめの発見に協力を求める。

(5) SNS等でのネット上のいじめへの対応

- ①SNS等でのいじめが発覚した場合、以下の「3 いじめの発見から解決まで」に沿って対応する。ただし、個人のスマートフォンなどの端末を閲覧したり、扱ったりする際には、保護者の協力を得る。また、内容によっては、警察などへ積極的に相談していく。

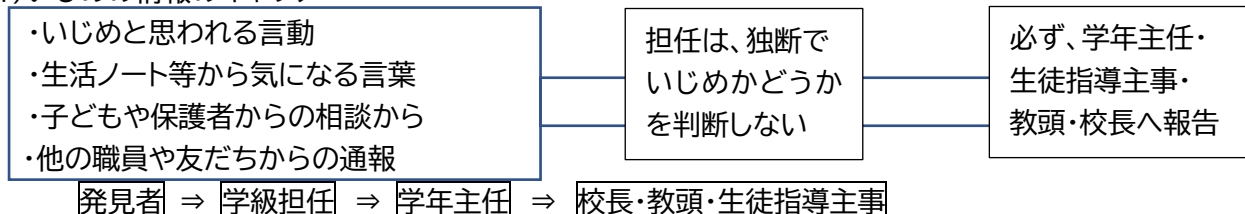
- ②SNS等を含むインターネット上のいじめ問題が急増していることから、担任による授業や外部の専門家などによる講演会や指導等により、「情報モラル」「情報リテラシー」の向上に努める。

3 いじめの発見から解決まで

<基本的な考え方>

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、すみやかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際は、被害児童を守り通すと共に、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力関係機関・専門機関との連携に努める。

(1) いじめの情報のキャッチ



(2) 対応チームの編成…*事案に応じて、柔軟に編成する。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、（PTA会長）

(3) 対応方法役割分担

①事例の整理

- ・いじめの関係、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの関わり

②対応方針

- ・事情の聞き取りや指導の際に留意すべきことを確認

③役割分担

- ・被害者からの事情の聞き取りと支援担当
- ・加害者からの事情の聞き取りと指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と指導

①事実の究明

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行う。
- ・聞き取りは、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行うことを原則とする。

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情の聞き取りは、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聞き取りをすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

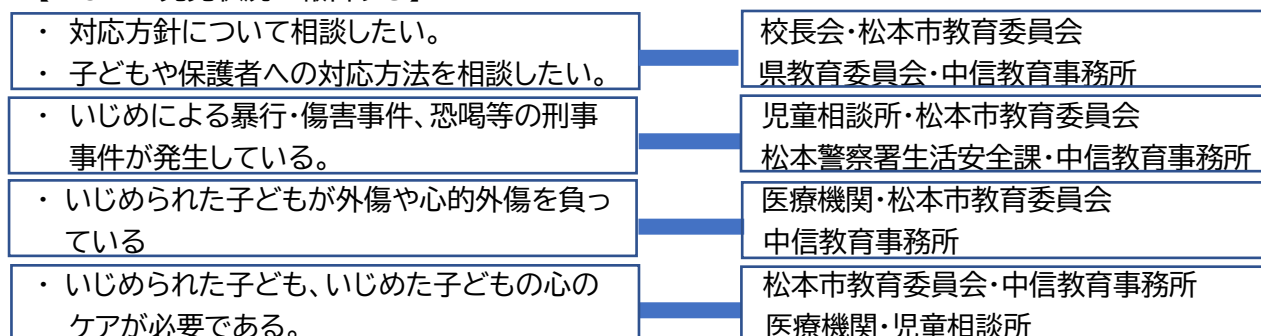
○聞き取りを終えた後は、教師が保護者に直接説明する。

(5) 関係機関との連携

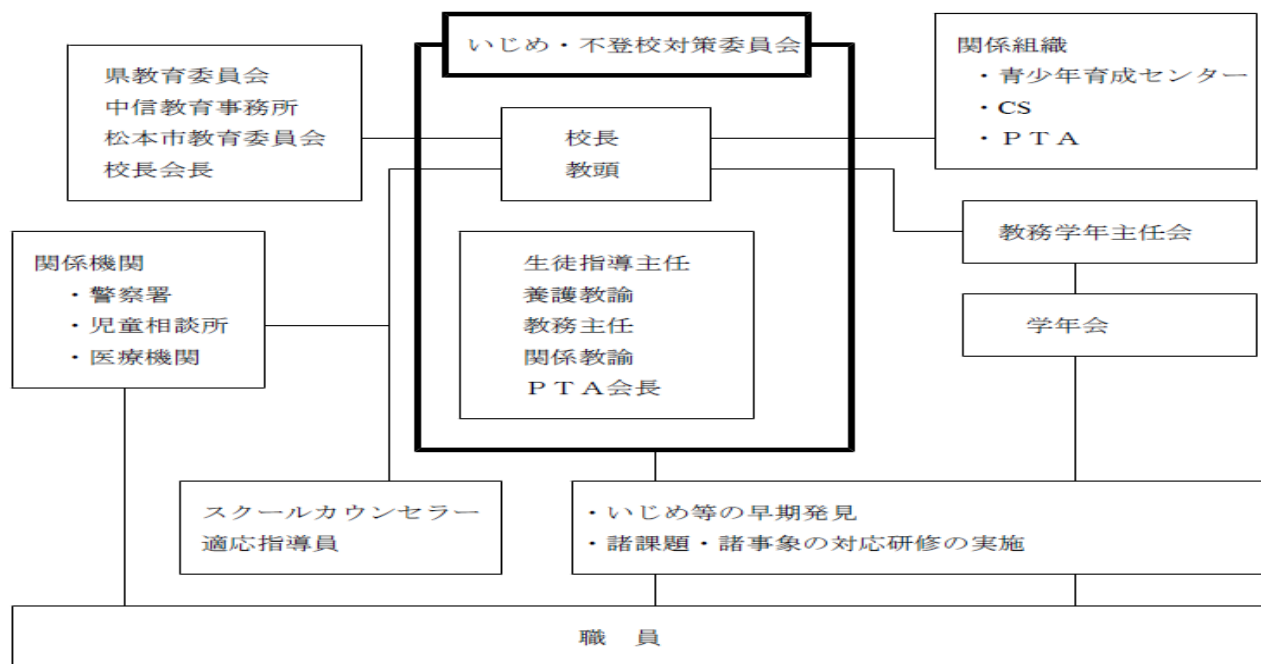
- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。

<連携を必要とする状況関係機関>

【いじめの発見状況を報告する】



(6)いじめ防止等の組織



4 いじめ重大事態について

いじめ防止法第28条第1項において、学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）は、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。

(1)いじめ重大事態への対応

- ①いじめ重大事態発生時、松本市教育委員会の指導の下、対応する。
- ②必要に応じて、警察、医療機関などの外部機関と連携して対応する。
- ③報道機関等への対応は、学校長（もしくは教頭）とする。